

社会福祉活動団体及び青少年活動団体の施設利用について（参考）

1 利用団体登録

利用団体登録について次の要件に該当すること。

区分	要件
青少年活動団体	(1) 構成員の過半数を青少年（小学生以上30歳未満）が占める団体 (2) 未就学児及び青少年（小学生以上30歳未満）の育成活動を目的とする団体
社会福祉活動団体	(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を実施する団体。 (2) 同法第同条に定める第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を実施する施設への慰問、レクリエーションの提供又は施設への奉仕活動を年間2回以上実施している団体 (3) 障害者支援、高齢者支援、子育て支援その他の福祉的支援を必要とする人を対象とした事業を行うことを目的とした団体 (4) 市又は社会福祉法人座間市社会福祉協議会の依頼、委託等に基づく音訳、点訳、拡大写本等の作成に係る奉仕活動を年間に2回以上行っている団体

2 施設の利用・予約

年末年始を除く午前9時から午後9時まで施設内の会議室を利用できます。利用日を含む月の3月前の1日から利用日の3日前までにオンライン又は施設の受付で予約ができます（先着順）。利用時間は1時間単位となります。

利用団体登録の承認を受けた社会福祉活動団体が3階の利用を申し込む場合、又は青少年活動団体が1階の利用を申し込む場合は、利用日を含む月の4月前の1日から行うことができます。

3 使用料について

利用団体登録の承認を受けた団体は使用料が免除されます。